

議案第 6 4 号

向日市観光交流センターの指定管理者の指定について

向日市観光交流センターの指定管理者を次のとおり指定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2
第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 5 月 2 5 日提出

向日市長 安 田 守

1 公の施設の名称

向日市観光交流センター

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社 船井アソシエイツ

3 指定の期間

令和2年8月3日から令和7年3月31日まで

〈参 考〉

1 団体の名称、代表者及び所在地

名 称 株式会社 船井アソシエイツ

代表者 代表取締役 船井 美紀

所在地 愛知県江南市赤童子町藤宮 1 7 7 番地 3

2 組織

平成 2 8 年 7 月 1 1 日 株式会社 船井アソシエイツ設立

3 設立目的

- (1) 遊休地等並びに集客施設及び公共施設の管理及び運営
- (2) カフェ、雑貨店及びアパレルショップの運営
- (3) ネットショップの運営
- (4) 各種イベント及び各種事業の企画、運営及び広報
- (5) イベント、各種事業全般に関わる照明機材等の貸し出し
- (6) 前各号に関わるシステムの企画及び構築
- (7) 営業及び経営の支援並びに各種コンサルティング
- (8) 宿泊施設の企画、管理及び運営
- (9) 各種イベント・コンベンションの企画、斡旋、実施及び使用する物品の取次販売に関する事業
- (10) 印刷物の企画・デザイン・編集・印刷・製本・配送に関する事業
- (11) 講演・セミナーに関する事業
- (12) マーケティング及び調査・分析業務

- (13) 観光・地域振興及び集客交流に関するコンサルタント業
- (14) 通訳・翻訳業務
- (15) 警備業
- (16) 物販運営（食料品・飲料水・酒類・医薬品・医薬部外品
・化粧品・アクセサリー等の物販全般業務の企画、製造、
販売、製造販売及び輸出入）
- (17) 菓子・パン、食料品の製造、加工
- (18) オリジナル商品の開発
- (19) 前各号に附帯関連する一切の事業